

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	石 川 裕 一
登録番号又は法人番号	1 8 0 8 0 4 8 6
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	エール&パートナーズ行政書士事務所
事務所所在地	東京都千代田区神田平河町1 第3東ビル6階
処分年月日	令和5年9月27日（理事会議決日）
処分内容（種類）	東京都行政書士会会則第23条第1項第2号 1年の会員の権利の停止
上記処分をした理由	被処分者は依頼者から預かった書類を再三の返還請求にもかかわらず返還しなかった行為につき、東京都より行政書士として、懲戒処分請求の手續に関して、信用・品位確保義務違反に当たると認定され、行政書士業務の適正な執行の確保について指導を受けているほか、綱紀委員会における弁明の聴取等の調査に全く応じていないことなどから、行政書士業務における法令遵守意識が希薄で真摯に反省していないと認められる。以上の内容から上記の処分とする。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	一 行政書士法第10条（行政書士の責務） 二 行政書士法第13条（会則の遵守義務） 三 行政書士法施行規則第6条第1項（業務の公正保持等） 四 東京都行政書士会会則第18条第1項（会員の責務等）